

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十一年七月十六日

内閣総理大臣 小渕 恵三

法律第八十七号
地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律

第三十四条 (植物防疫法の一部改正)

植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第十九条の見出しを「協力指示」に改め、同条第一項中「防除業者を」を「防除業者に対し」に、「協力させる」を「協力するよう指示する」に改め、同条第二項中「協力命令書」を「協力指示書」に改め、同条第三項中「により防除に協力させた」を「による指示に従い防除が行われた」に改める。

第二十四条第四項中「すみやかに」を「速やかに」に、「報告して、その承認を受けなければ」を「協議し、その同意を得なければ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「承認を受け」を「同意を得」に、「同項但書」を「同項ただし書」に、「承認」を「同意」に改める。

第二十五条の前の見出しを削り、同条に見出として「薬剤及び防除用器具に関する補助」を付する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十一条第三項中「農林水産大臣は」の下に「農作物についての指定有害動植物以外の有害動物又は有害植物による損害が都道府県の区域を超えて発生するおそれがある場合において」を、「図るため」の下に「特に必要があると認めるときは」を加える。

第三十二条第五項中「省令」を「政令」に改め、同条第六項中「防除のため」を「有害動物又は有害植物がまん延して都道府県の区域を超えて有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に」に「運営」を「事務」に、「命じ」を「指示し」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

第三十八条の見出しを「都道府県が処理する事務」に改め、同条中「第二十六条(第三十六条中第二十六条に係る部分を含む。)」を削り、「事項」を「事務の一部」に、「に行わせる」を「が行うこととする」に改める。

第七章中第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二 (事務の区分)

第二十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定
公布の日

(植物防疫法の一部改正に伴う経過措置)

第八十四条 施行日前に第二百五十四条の規定による改正前の植物防疫法(以下この条において「旧植物防疫法」という。)第十九条第一項の規定によりされた協力命令については、第二百五十四条の

規定による改正後の植物防疫法(以下この条において「新植物防疫法」という。)第十九条第一項の規定によりされた指示とみなす。

2 施行日前に旧植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ新植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第百六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(处分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の处分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた处分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があらざるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(非訟事件手続法の一部改正)

内閣総理大臣
通農林水厚文大外法務大臣
商林産業生部藏務大臣
自建労郵運産文部大外法務大臣
治設働政輸業生部藏務大臣
大大大大大大大大大臣
大臣大臣大臣大臣大臣大臣大臣
野閑甘野川与中宮有宮高陣小
田谷利田崎謝川下馬澤村内渕
野
勝聖二昭創朗喜正孝恵
毅嗣明子郎馨一平人一彦雄三